

生野区多文化共生共創プロジェクト実施に向けた
(仮称) 多文化共生共創チームの設置に関する協定書 (案)

大阪市(生野区役所)(以下、「甲」という。)と〇〇〇(以下、「乙」という。)は、生野区多文化共生共創プロジェクト(以下、「共創プロジェクト」という。)の実施に向けた(仮称)多文化共生共創チーム(以下、「共創チーム」という。)の設置について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、共創プロジェクトを実施するため、甲及び乙との間で共創プロジェクトの実施主体となる共創チームを設置することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、特に定める場合を除き、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 共創プロジェクトとは、生野区の多様な国籍や文化的背景を持つ住民が互いに理解し合い、外国人住民が地域社会に参画できる環境づくりを構築し、共生社会の実現及び生野区全体の地域活性化を図ることを目的に、共創チームが実施するプロジェクトをいう。
- (2) 共創チームとは、前号の目的を達成するために設置する甲及び乙、そして共創プロジェクトの趣旨に賛同する企業、学校法人、NPO法人、各種団体を構成員とする協議体をいう。

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 共創チームの設置に関すること。

- ア 共創チームの制度設計
- イ 共創チームの規約作成
- ウ 共創チームの構成員の選定及び依頼
- エ 共創チームの設置までの事務局機能

- (2) その他、共創チームの設置に関連すると認められる事項に関すること。

- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 第1項各号に定める連携事項の検討又は実施に係る費用は、当該事項を検討又は実施する当事者が負担するものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和9年3月31日とする。ただし、令和9年3月31日までの間に、共創チームが設置された場合には、その設置日をもって本協定はその効力を失うものとする。

(秘密保持義務)

第5条 甲及び乙は、第3条第1項各号に定める連携事項の検討及び実施により知り得た秘密又は情報について、第三者に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後においても、前項に定める秘密保持義務の責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、第3条第1項各号に定める連携事項の検討及び実施について、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：大阪市

協定締結担当者 生野区長

(自署)

乙：〇〇〇

協定締結担当者 代表取締役

(自署)